

【「CareWiz 話すと記録」利用規約】

1. 総則

第1条 (規約の適用)

- 1 この「CareWiz 話すと記録」利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社エクサウィザーズ（以下「エクサウィザーズ」といいます。）が開発・運営し、株式会社ケアコネクトジャパン（以下「弊社」といいます。）がお客様に販売する「CareWiz 話すと記録」（以下「本ソフトウェア」といいます。）の利用に関する契約（以下「本ソフトウェア利用契約」といいます。）について適用されるものとします。
- 2 弊社が本規約とは別に本ソフトウェア利用契約に関して弊社が運営するお客様サポートサイト（以下「弊社サポートサイト」といいます。）上での通知、弊社が発行する最新の「サポートサービスガイド」（以下「サポートガイド」といいます。）への掲載による通知を含む弊社が定めるお客様に対して発する一切の通知は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。本利用規約の内容と、本利用規約外における本ソフトウェアの説明等が矛盾・抵触する場合は、本利用規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条 (規約の変更)

- 1 弊社は、お客様の承諾を得ることなく、本規約、その他弊社が定める規約等を変更することができるものとします。
- 2 変更後の本規約、その他弊社が定める規約等は、弊社がお客様に対してその変更内容を通知した時点から効力を生ずるものとし、以降は、変更後の本規約、その他弊社が定める規約等が適用されるものとします。
- 3 お客様が、変更後の本規約、その他弊社が定める規約等に同意できない場合には、お客様と弊社は誠意をもって協議するものとします。

第3条 (定義)

本ソフトウェアは、スマートフォン向け専用アプリを利用して音声入力の方法により介護の実施内容の記録を作成・確認することができるサービスです。本ソフトウェアにより作成された記録は、弊社が別に提供するCAREKARTEシステムと情報を連携させることができます。

第4条 (本ソフトウェアの注意事項)

- 1 本ソフトウェアにおいて音声入力の方法により作成される介護内容の記録は、完全な網羅性および正確性を有するものではありません。音声入力の処理の誤り等により正確な記録が作成されない可能性や、本ソフトウェアとCAREKARTEシステムとの情報

連携が適切に行われない可能性があるため、本ソフトウェアによる記録の作成状況およびCAREKARTEシステムとの情報連携状況を適時かつ定期的に確認するようお願いいたします。

- 2 本ソフトウェアで作成される介護内容の記録は、法令に基づき作成・保存が求められる介護記録とは様式が異なります。介護記録の作成・保存については、本サービスと情報連携させたCAREKARTEシステムを使用して下さい。
- 3 本ソフトウェアにおいて利用者が入力した情報は、エクサウィザーズの管理する本ソフトウェア用サーバーに送信され、人工知能（AI）を含むコンピュータプログラムにより処理されます。

第5条 （基本的法律関係）

弊社はお客様に本ソフトウェアをお客様の業務遂行の目的のみに使用するための譲渡不能非独占的使用権（代理店から取得した場合は譲渡不能非独占的再使用権）を許諾します。

第6条 （権利関係）

お客様は、本ソフトウェアの使用権（代理店から取得した場合は再使用権）のみを取得し、本ソフトウェアの著作権、その他知的財産権はお客様に移転されず、弊社またはエクサウィザーズに帰属します。

第7条 （内容）

- 1 お客様は本規約第19条により使用を認められる期間中、本ソフトウェアを使用することができます。
- 2 お客様は、本ソフトウェアを利用するお客様の従業員等に対して、本規約及び本ソフトウェア上に表示される利用規約を遵守させる責任を負い、それらの者による違反につきお客様の義務違反としてその責任を負うものとします。

第8条 （本ソフトウェアの保守サービス）

本ソフトウェアに関する保守サービスについては、別に定めるシステムサポートサービス規約の定めるところに準ずることとします。

第9条 （秘密保持）

- 1 お客様（お客様において在籍する役員・職員等の一切を含む。）および弊社は、本ソフトウェア利用契約に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはなりません。
- 2 お客様は、本ソフトウェア利用契約に定める本ソフトウェア利用にかかる代金を第三者に漏らしてはなりません。
- 3 本条の規定は、本ソフトウェア利用契約終了後も有効に存続します。

- 4 本条の規定は、お客様の退職する職員にも有効に存続します。お客様は退職する職員が知り得た本条所定の情報の開示もしくは漏洩することが無いよう指示しなければなりません。
- 5 次の各号のいずれかに該当する情報については本条に基づく秘密保持義務の範囲外とします。
 - ① 相手方より開示を受ける以前に適法に保有していたもの
 - ② 本ソフトウェア利用契約締結時において既に公知のもの、または当人の責によらずして公知となったもの
 - ③ 第三者からの秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - ④ 裁判所の命令その他法律の規定に基づきその開示が要求された情報

第10条 (禁止事項)

お客様は、本ソフトウェアの利用において以下の行為を行わないものとします。

- ① 本ソフトウェアを複製、改変、他のソフトウェアと結合等する行為
- ② 本ソフトウェアをプログラム言語に逆翻訳する行為 (ディスアッセンブル)
- ③ 本ソフトウェアの画面・帳票・ファイル等を分析して、その基本的または詳細な設計方針・方法・構造を導き出す行為 (リバースエンジニアリング)
- ④ 本ソフトウェアを第三者への貸与、譲渡、公開する行為
- ⑤ 本ソフトウェア環境の機能を破壊したり、妨害したりする行為
- ⑥ 法令または公序良俗に違反するまたは違反するおそれのある行為
- ⑦ 犯罪行為、および犯罪を助長する一切の行為
- ⑧ 他のユーザー、第三者または弊社の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- ⑨ 第三者に損失または損害を与える行為
- ⑩ 以下に該当し、または該当すると弊社が判断する情報を他のユーザー、第三者または弊社に送信、掲載する行為
 - イ) 過度に暴力的または残虐な表現を含む情報
 - ロ) コンピュータ・ウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを含む情報
 - ハ) 他のユーザー、第三者または弊社の名誉または信用を毀損する表現を含む情報
 - ニ) 政治活動、宗教活動に関する情報
 - ホ) 人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別を助長する表現を含む情報
 - ヘ) 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
 - ト) 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
 - チ) 反社会的な表現を含む情報
 - リ) チェーンメール、ねずみ講、マルチ商法、リードメール等の第三者を勧誘する内容

の情報

ヌ) 他人に不快感を与える表現を含む情報

⑩ その他、弊社が不適切と判断する行為

第11条 (反社会的勢力に関する表明保証)

1 お客様および弊社は、相手方に対し、自己の親会社・子会社等の関連会社、役員、従業員等の関係者(関連会社の役員、従業員を含む。)が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ① 暴力団、過激な政治団体等の反社会的と認められる団体若しくは暴力団と関係する右翼団体その他の団体の構成員、準構成員、所属する者
- ② 集団的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある者、反社会的行為を規制対象とする刑法その他の法律に基づき公権力の処分を受けたまたはそのおそれのある者、その他これらに類する反社会的勢力と関係があるまたはその疑いがある者

2 お客様および弊社は、相手方が前項の定めに違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると判断した場合、ただちに本ソフトウェア利用契約を解除することができるものとし、これにより損害が生じた場合は、相手方は当該損害を賠償するものとします。

第12条 (当事者間解決の原則)

1 お客様は、第三者の行為につき、第10条各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該第三者に対し直接要望等を通知するものとし、お客様と当該第三者間において問題を解決するものとします。

2 お客様は、自己の行為につき、弊社または第三者から何らかのクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担において当該クレームを処理解決するものとします。お客様が弊社からの当該クレームを合理的期間内にお客様自身で処理解決できない場合、弊社は、本ソフトウェア利用契約を解約することができます。

第13条 (自己責任の原則)

1 お客様は、本ソフトウェアを利用するためのID、パスワードまたはメールアドレス等が弊社またはエクサウィザーズにより発行される場合、その使用および管理について責任を持つものとし、これらが第三者に使用されたことによりお客様に生じた損害については、弊社は何ら責任を負わないものとします。

2 お客様は、本ソフトウェアの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。お客様が本ソフトウェアの利用に伴い、第三

者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

- 3 本ソフトウェアを利用してお客様が作成し、提供または伝送する情報（コンテンツ）については、お客様の責任で提供または伝送されるものであり、弊社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

第14条（保証および免責）

- 1 弊社は、本ソフトウェアが完全性、正確性、有用性およびお客様の特定の目的への適合性を有することおよび本ソフトウェアに一切の不具合が生じないことを保証するものではありません。
- 2 本ソフトウェアに重要な不具合が認められた場合における弊社の修補責任は、商業的に合理的な範囲内において、本ソフトウェアの修正ないし不具合の除去の努力をすることに限られるものとします。ただし、お客様は、当該重要な不具合により契約の目的が達成できない場合は、本契約を将来に向け解除することができるものとし、弊社は受領済みの将来分の本ソフトウェアの利用料金を返還するものとします。
- 3 弊社は本ソフトウェアが第三者の著作権、特許権、およびその他の知的財産権を侵害していないものであることを保証します。
- 4 本条は、弊社のお客様に対する本ソフトウェアの利用に関する法律上の契約不適合責任、債務不履行責任を含む保証責任の全てを規定したものであり、弊社は本条に定める保証責任以外の責任を負いません。
- 5 本ソフトウェアについて、お客様がカスタマイズを行ったこと、ハードウェアおよびネットワークの設定を変更したこと、又はCAREKARTEシステムとの連携設定を変更したことにより不具合等が生じた場合、弊社は一切責任を負わないものとします。

第15条（弊社の責任）

- 1 弊社は、弊社の責に帰すべき事由により、お客様が本ソフトウェアの使用または使用不能により損害を被った場合にはその損害を賠償します。但し、お客様が本ソフトウェアを本規約に違反して使用していた場合にはこの限りではありません。
- 2 弊社がお客様に対して負担する損害賠償責任の範囲は、直接かつ現実に生じた通常損害の範囲内において、お客様と弊社は誠意を持って協議のうえ、損害賠償額を決定するものとします。
- 3 お客様に対して、本ソフトウェアに関して第三者から著作権等の知的財産権侵害の申し立てがなされたときは、お客様は速やかにその内容を弊社に書面で通知するものとします。
- 4 本条各項所定の場合を除き、本ソフトウェアと第三者のシステムと連携することにより

お客様または第三者に生じた損害等、本ソフトウェアの使用によりお客様または第三者について生じた損害について弊社は一切の責任を負いません。

第16条 (本ソフトウェアの提供の中断)

弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、事前にお客様または利用者に対して周知したうえで、本ソフトウェアの提供を中断することができるものとします。ただし、緊急の場合には、事前の周知をすることなく本ソフトウェアの提供を中断し、事後速やかにお客様または利用者へ周知するものとします。

- (1) 本ソフトウェアのメンテナンスや修理を定期的または緊急に行う場合
- (2) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電その他天災地変等の不可抗力により本ソフトウェアを提供できない場合
- (4) その他弊社が本ソフトウェアの提供の中断を必要と合理的に判断した場合

第17条 (情報の取扱い等)

- 1 お客様は、お客様による本ソフトウェアの利用状況が、本ソフトウェアの適切な運用および改善のために必要な範囲で、エクサウィザーズによって確認される可能性があることに予め同意するものとします。
- 2 エクサウィザーズは、前項の利用状況および本ソフトウェアにお客様が入力した情報（個人情報を含みます。）を、本ソフトウェアの適切な運用および改善のため使用します。また、これらの情報について特定の個人を識別できないよう適切に加工したうえで、AIアルゴリズム改善・データ分析（新規サービスの開発のため行うものを含みます）のために必要な範囲で使用することがあります。お客様は、エクサウィザーズによるこれらの使用を許諾するものとします。
- 3 エクサウィザーズによる個人情報の取扱いについては、エクサウィザーズの定めるプライバシーポリシー (<https://exawizards.com/privacy>) によります。

第18条 (契約有効期間)

本ソフトウェア利用契約は、本ソフトウェア利用契約締結日に発効し、第19条により早期に解約しないかぎり、有効に存続します。

第19条 (契約の解約)

- 1 お客様または弊社は、相手方が本規約のいずれかの条項に違反し、書面をもって相当期間を定めて催告しても是正されないときは本件システム利用契約を解約することができます。
- 2 お客様または弊社は、相手方に本規約のいずれかの条項に関する重大な過失、重大な違

反または背信行為があったときには、何らの通知催告なく直ちに本件システム利用契約を解約することができます。

- 3 第1項および第2項の規定にかかわらず、お客様は弊社に対して30日前に書面で通知することにより、本件システム利用契約を解約することができます。この場合、弊社が既に受領した本ソフトウェア利用に関わる料金（将来分を含みます）の返還はしないものとします。
- 4 お客様と弊社との間で交わした本ソフトウェア利用契約が全て終了したときは、別に定める本件サポート契約、ならびにデータセンター利用契約も自動的に終了するものとします。
- 5 お客様と弊社との間で交わした別に定めるサポート契約、ならびにデータセンター利用契約が終了したときは、本ソフトウェア利用契約も自動的に終了するものとします。
- 6 本条第1項および第2項の解約は相手方に対する損害賠償の請求を妨げません。
- 7 本ソフトウェア利用契約が終了した場合、エクサウィザーズは、本ソフトウェアにお客様が入力した情報を、契約終了日から60日以内にエクサウィザーズの責任で消去するものとします。ただし、第17条第2項に従い、特定の個人を識別できないよう適切に加工した情報については、同項の定めに従い使用するために引き続き保有します。

第20条（協議）

お客様および弊社は、本規約に記載のない事項その他本規約に関し生じた疑義については、誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第22条（合意管轄）

お客様および弊社は、本規約に関して生じた紛争については、弊社の本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意します

以上

附則：第一版：2021年4月1日